

「スマホでみえ得キャンペーン」事業に伴うプロモーション業務仕様書

1 業務の目的

当該業務は、SNSを活用した取組により、「スマホでみえ得キャンペーン」事業について、認知拡大を図り、より多くの本県への旅行者に登録・利用してもらうとともに、各協力施設が事業の登録・利用促進に向けて取り組むことを目的に委託するものです。

「スマホでみえ得キャンペーン」事業とは、国内及び国外の本県への旅行者からデータを収集し、より戦略的な観光マーケティング活動につなげることを目的として、令和元年8月8日より実施している事業です。

(参考)

- ・令和2年3月1日時点の協力施設数
みえ旅案内所：61施設、みえ旅おもてなし施設：302施設
- ・令和2年2月末時点の新規登録者数・アンケート回答延べ人数
新規登録者数：4,357人、アンケート回答延べ人数：8,992人

2 委託業務の内容

(1) 委託業務名

「スマホでみえ得キャンペーン」事業に伴うプロモーション業務

(2) 委託期間

契約締結日から令和3年3月24日(水)まで

(3) 委託業務の内容

- ・各種統計などのビッグデータ、マーケティング等に基づき、「スマホでみえ得キャンペーン」事業の認知拡大及び登録・利用者数の増加に繋がる取組を実施すること。
- ・各協力施設が事業の登録・利用促進に向けて取り組むような取組を実施すること。また、協力施設数の増加に繋がるような取組があれば実施すること。

(4) 提案にあたっての留意事項

以下の点に留意すること。

- ・主にSNSを活用した取組とすること。
- ・業務の実施にあたっては、「スマホでみえ得キャンペーン」の登録・利用者数、情報への接触数など数値目標を明確に設定すること。
- ・新型コロナウイルス感染症の状況などを踏まえた提案とすること。
- ・実行可能な提案とすること。
- ・事業の実施に際し、実施主体である当委員会と協議する余地があること。

(5) 納品物

- ア 委託業務の実施結果を記載した「委託業務実績報告書」(原則としてA4版・両面印刷) 1部(提出時期：委託業務完了時)
- イ 2(3)の取組で作成する画像データ等(イラストレーター、JPEGなどのデータを含む)
- ウ 写真等業務の履行状況が確認できるもの 1部

エ その他実施内容の説明に必要と思われる資料 1部

(6) 納入場所

みえ観光の産業化推進委員会事務局（三重県雇用経済部観光局観光魅力創造課内）

(7) 納入期限

令和3年3月24日（水）

3 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受託者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとします。

4 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

(1) 受託者が契約の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。

ア 断固として不当介入を拒否すること。

イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。

ウ 当委員会に報告すること。

エ 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、当委員会と協議を行うこと。

(2) 契約締結権者は、受託者が(1)イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じます。

5 その他

- ・この契約にかかる会計関係書類は、委託事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存してください。
- ・契約にあたり、原則として再委託は認めません。ただし、契約業務の一部を委託する場合について、当委員会の承諾を得た場合はこの限りではありません。
- ・成果物の著作権は当委員会に帰属するものとします。
- ・委託契約の支払いについては、委託業務が完了し、当委員会の検査後に支払うものとします。なお、本業務を実施するにあたり、必要がある場合は、概算払いをすることができるものとします。
- ・受託者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは速やかに当委員会に報告し、当委員会の指示に従ってください。
- ・委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者等に対して、三重県個人情報保護条例第53条、第54条及び第56条に罰則があるので留意してください。
- ・当委員会は、必要に応じ、受託先を訪問し状況確認を行うとともに、実地及び書面による検査を実施することができるものとします。

- ・受託者は、業務を実施するにあたり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律を遵守するとともに、同法第7条第2項（合理的配慮の提供義務）に準じ適切に対応してください。
- ・業務の遂行において疑義が生じた場合は、当委員会と協議し、その指示に従ってください。
- ・事業実施にあたって、契約書及び本仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、当委員会と協議して実施するものとします。